

初めての6次産業化バックアップ事業

事業の目的

初めて6次産業化に取り組む農林水産業者等が行う6次産業化の取り組みを支援する

対象者

農林漁業者、農林水産業を営む法人、任意組織(規約を有し、主たる構成員が農林水産業者で構成されている団体)

※既に商品を販売している場合でも、販売金額が原則年間30万円以下の農林漁業者等は対象とする

支援の内容

県内の6次産業化に係る推進活動及び生産体制を含めた施設・機械整備を支援します(ただし、土地代及び農業生産に係る機械整備等を除く、3万円以上のもの)

補助金額・補助率

【補助率】補助対象経費の2／3【補助上限額】400千円

※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります

主な要件

- ①自ら加工を行うこと
- ②事業で扱う農林水産物は県内産を50%以上使用すること



事業の流れ

①事業計画作成

②交付申請

③交付決定

農林漁業者
農林水産業を営む法人
任意組織

各地方事務所
(農林業振興課等)
水産振興局

④事業実施

担当部所
電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
水産	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
水産	水産振興局水産課	0857-26-7316